

「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（中間案）」に対する意見募集等の結果概要

1 パブリックコメント

（1）実施期間

令和4年5月17日（火）～令和4年6月17日（金）（32日間）

（2）寄せられた意見数 0件（0名）

2 市町への意見照会

（1）実施期間

令和4年5月17日（火）～令和4年6月17日（金）（32日間）

（2）寄せられた意見数 0件（0市町）

（3）その他の意見

1	振動規制法においては、既設置のコンプレッサーが規制対象外となった際は、廃止届の提出の対象とはならないとの考え方が環境省より示されており、施設設置者と認識を共有するための運用上の対応として、実現可能性を勘案の上、届出書を設置者に返却する、規制対象外となった旨を設置者に連絡するとの方法が例として挙げられていました。条例においても同様の方法が考えられるかと思いますが、規制対象外となったコンプレッサーか否かを確認するには、既設届出書を全て確認する必要があり、いずれも本市において実現可能性が低いと考えます。設置者からの相談時や変更届出書の提出時に設置者と認識を共有する方法が現実的かと思えます。
---	---